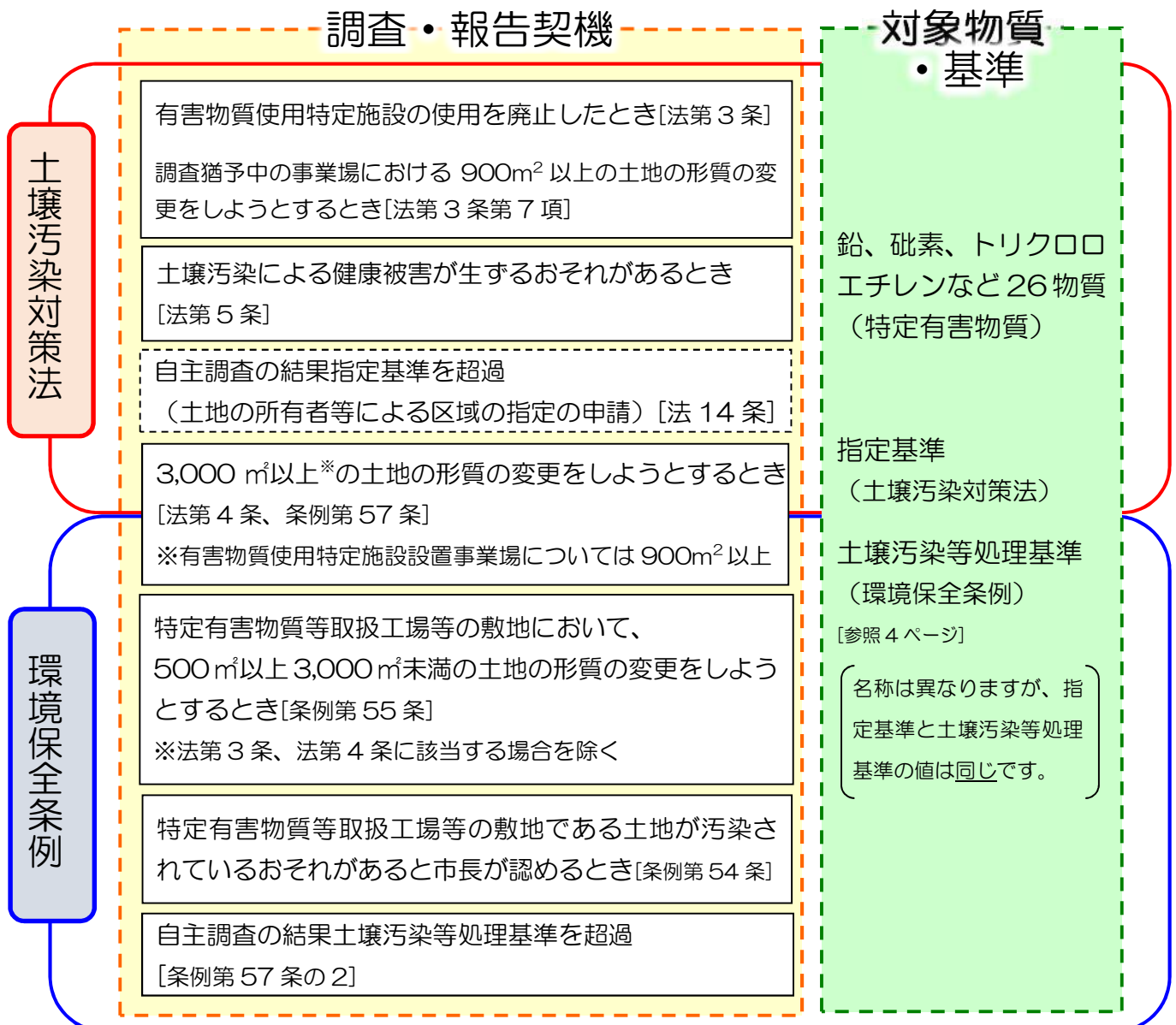


名古屋市の土壌・地下水汚染対策

名古屋市では、土壌・地下水汚染により人の健康や生活環境に係る被害が生ずることを防止するため、「土壌汚染対策法」及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（略称：環境保全条例）」に基づき、市内の土壌・地下水汚染対策を推進しています。

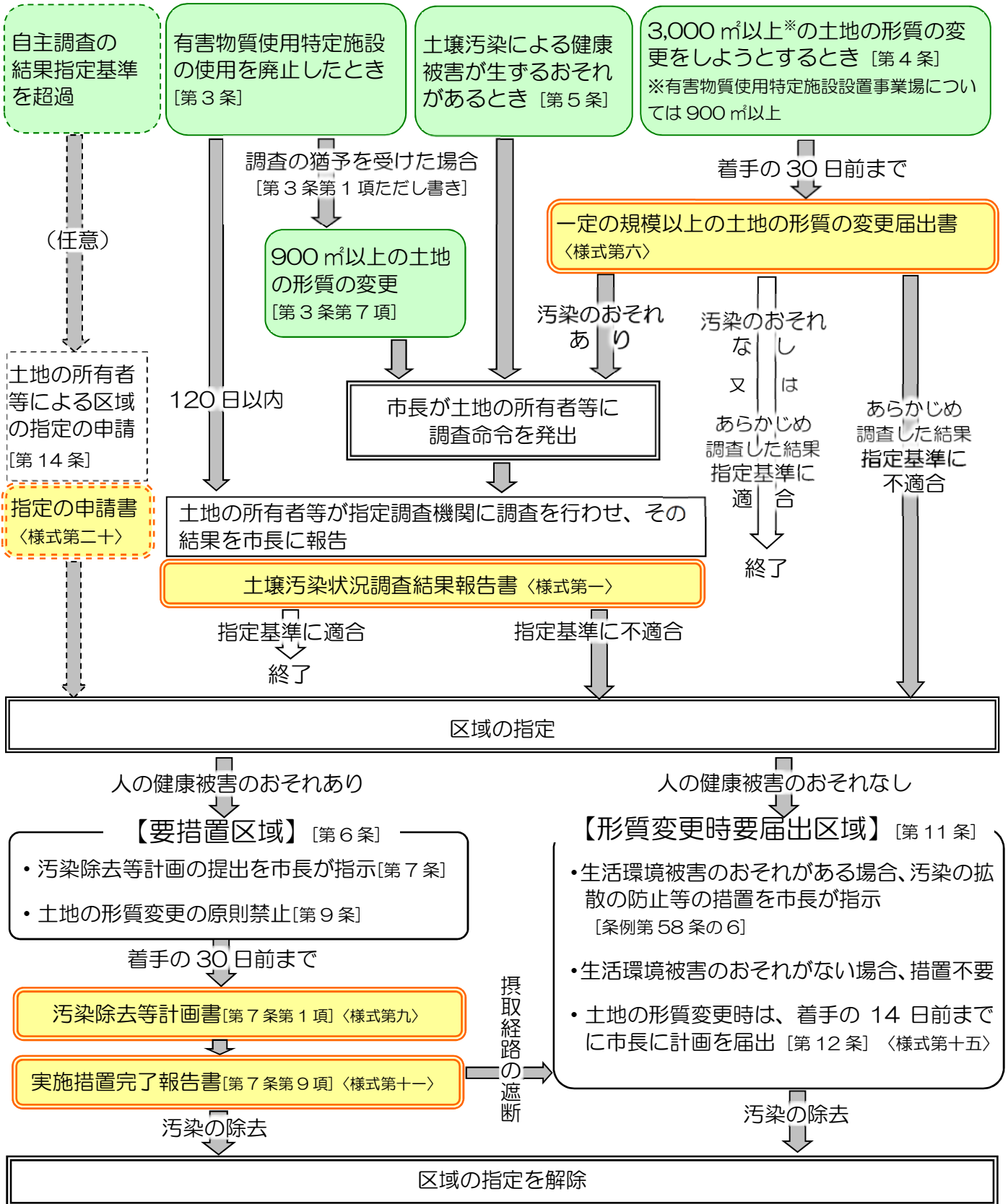
土壌・地下水汚染による被害を防止するためには、事業者（土地の所有者等）、周辺住民、行政が情報を共有し、健康リスク・環境リスクを正しく理解し、適切に管理することが必要です。そのため、法や条例に基づかない自主的な土壌・地下水汚染の調査結果も含め、汚染が判明した場合は市への報告を義務づけています。また、汚染が判明した土地を、人の健康被害や生活環境に係る被害の生ずるおそれの有無に応じて区域指定を行い、適切に管理することとしています。

さらに、市では「土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針」に基づき、土壌・地下水汚染の報告があった場合、速やかにこれを公表しています。



名古屋市環境局

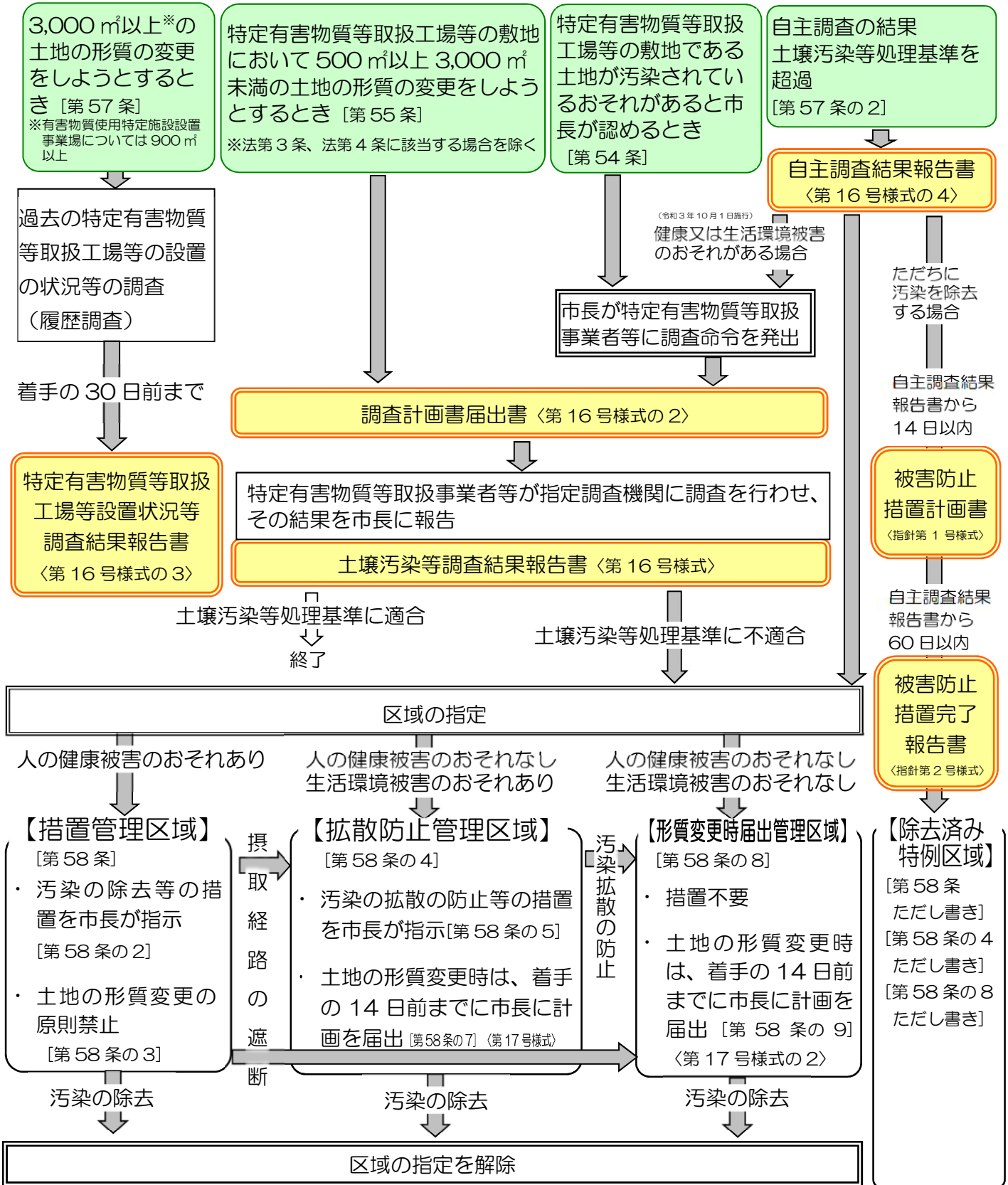
土壌汚染対策法に基づく手続きフロー



汚染土壌の搬出等に関する規制

- 汚染土壌の搬出時の届出 [第16条]
汚染土壌を要措置区域又は形質変更時要届出区域外へ搬出しようとする場合、着手の14日前までに市長に計画を届出 <様式第二十六>
- 運搬基準等
詳しくは、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参照してください。

環境保全条例に基づく手続きフロー



管理汚染土壌の搬出等に関する規制

- 管理汚染土壌の搬出時の届出 [第60条] <第19号様式>
管理汚染土壌を措置管理区域、拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域外へ搬出しようとする場合、着手の14日前までに市長に計画を届出 [第60条第2項] <第19号様式の2>
- 運搬基準等
詳しくは、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参照してください。

指定基準(土壌汚染対策法)・土壌汚染等処理基準(環境保全条例)

- ・土壌溶出量基準：汚染された地下水等の摂取(地下水を飲用するなど)によるリスクに係る基準
- ・土壌含有量基準：汚染された土壌の直接摂取(手についた汚染土壌や砂ぼこりが口から入るなど)によるリスクに係る基準

分類	特定有害物質	指定基準・土壌汚染等処理基準	
		土壌溶出量基準・地下水基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
(第一種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン	0.002以下	—
	四塩化炭素	0.002以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—
	ジクロロメタン	0.02以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—
	トリクロロエチレン	0.01以下	—
	ベンゼン	0.01以下	—
(第二種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下(遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	0.0005以下	15以下
	うちアルキル水銀	検出されないこと	
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4000以下
ほう素及びその化合物	1以下	4000以下	
(第三種特定有害物質) 農薬等	シマジン	0.003以下	—
	チウラム	0.006以下	—
	チオベンカルブ	0.02以下	—
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

届出・お問い合わせ先

名古屋市 環境局 地域環境対策部 地域環境対策課 有害化学物質対策係
 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(市役所東庁舎5階)
 TEL 052-972-2677(直通) FAX 052-972-4155
 相談・届出にお越しになる前に電話で予約をして下さい。

名古屋市の土壌・地下水汚染に係る情報、様式等のデータは、
 公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) に掲載しています。

名古屋市公式ウェブサイト

検索結果

土壌汚染

サイト内検索



[名古屋市：土壌汚染対策\(市政情報\)](#)



(令和3年8月版)